

「①給付基礎額等の見直し」に関する方向性（たたき台）

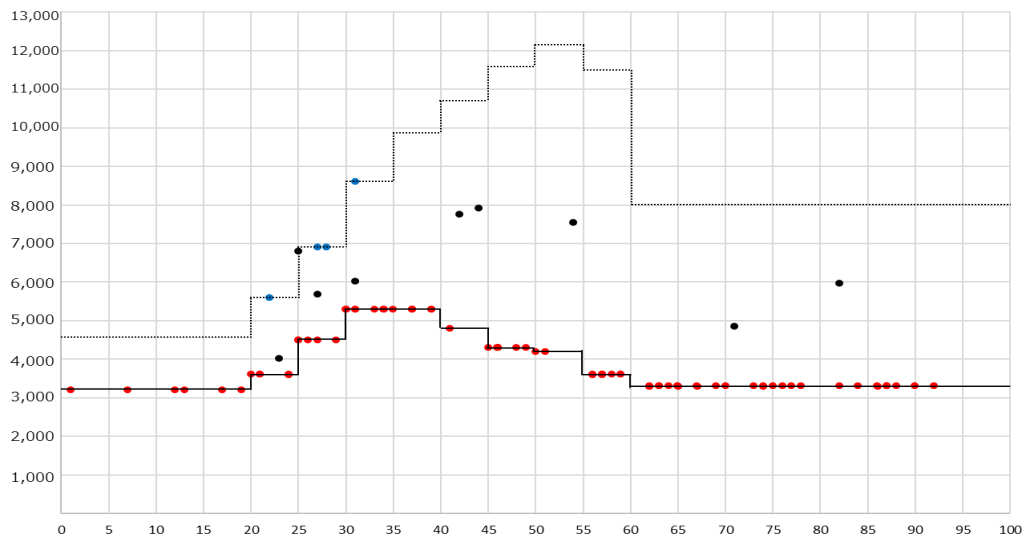
指摘されている課題

- 収入がある被害者と比べて、若い子どもや学生、家事労働者等の収入がない被害者について、給付額が十分ではない。
- 生計維持関係遺族の有無にかかわらず、残された遺族が精神的ショックから十分に就労できなくなることや、葬儀費用などの犯罪被害に関連した支出により、経済的に大きな打撃を受けており、給付額が十分ではない。

現状

- (ア) 被害者に収入がない場合の給付基礎額が3,200円（20歳未満）～5,300円（30歳以上40歳未満）となっている。

【参考】遺族給付基礎額の実態（令和4年度実績による（生計維持関係遺族なし））



- (イ) 給付基礎額の算定に当たっては、犯罪被害者本人の収入のみを基礎としている。

現行制度の性格

- 加害者の一義的な責任を前提とした、全額公費負担の制度であることを踏まえて、他の公的給付との調和・均衡が図られる必要がある。

見直しの方向性

I 遺族給付基礎額の最低額を一定の水準にまで一律に引き上げてはどうか。

II 遺族給付基礎額の算定に当たり、遺族の収入を考慮してはどうか。

- － 他の公的給付にない考慮要素であるが、法目的や犯罪被害に固有の性質等に照らして、算定に当たり考慮する合理性を認めることができるか。
- － 考慮要素とした場合、他の公的給付との関係をどのように考えるか。